

【資料7】

一般社団法人 大学スポーツ協会 定款（案）

○「会員」に関する規定抜粋

（法人の構成員）

第7条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した大学又は法人で下記にあたるもの

- ① 大学会員 大学（短期大学及び大学に類するものとして理事会が決定した教育機関を含む。）又は大学を設置する法人
- ② 中央学生競技団体会員 公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、日本パラリンピック委員会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会に加盟又は登録する競技団体（準加盟又は承認に相当する競技団体を含む。）の学生競技団体（地域を代表するものは除く。）又は学生競技を直接に統轄する中央競技団体

(2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した法人で下記にあたるもの

- ① 地区学生競技団体会員 前号により入会した中央学生競技団体に加盟又は登録する（準加盟又は承認に相当する競技を含む。）各地区の学生競技団体
- ② 特別学生競技団体会員 中央学生競技団体会員及び地区学生競技団体会員に該当する団体を除き、社員総会において特に認めた学生競技団体

(3) 連携会員 この法人の事業に協力又は支援するために入会したスポーツ関係団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、第26条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとし、その任期は、第29条第1項及び第2項の規定にかかわらず、2021年3月31日までとする。

2 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第55条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3 この法人の設立初年度の事業年度は、第5条の規定にかかわらず、成立の日から2019年3月31日までとする。

4 この法人の設立の日から1年以内に入会する中央学生競技団体会員は、第7条第1項、入会及び退会規程第2条第2項及び入会基準第2条第1項第2号の規定にかかわらず、法人格を有しない団体であっても、第7条第1項第1号に定める要件に該当する場合は、理事会の承認を経て当該会員となることができる。

【資料7】

5 前項の規定により中央学生競技団体会員となった法人格を有しない団体がこの法人の設立の日から3年以内に法人格を取得しないときは、第10条の規定にかかわらず、会員の資格を喪失する。

6 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

●●●●●●●… 学校法人 ●●大学

●●●●●●●… 一般社団法人●●連盟

7 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 ●● ●●

設立時理事 ●● ●●

:

設立時代表理事 ●● ●●

設立時監事 ●● ●●

8 この法人の設立時の主たる事務所の所在場所は、次のとおりとする。

●●●● ●番地

9 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。